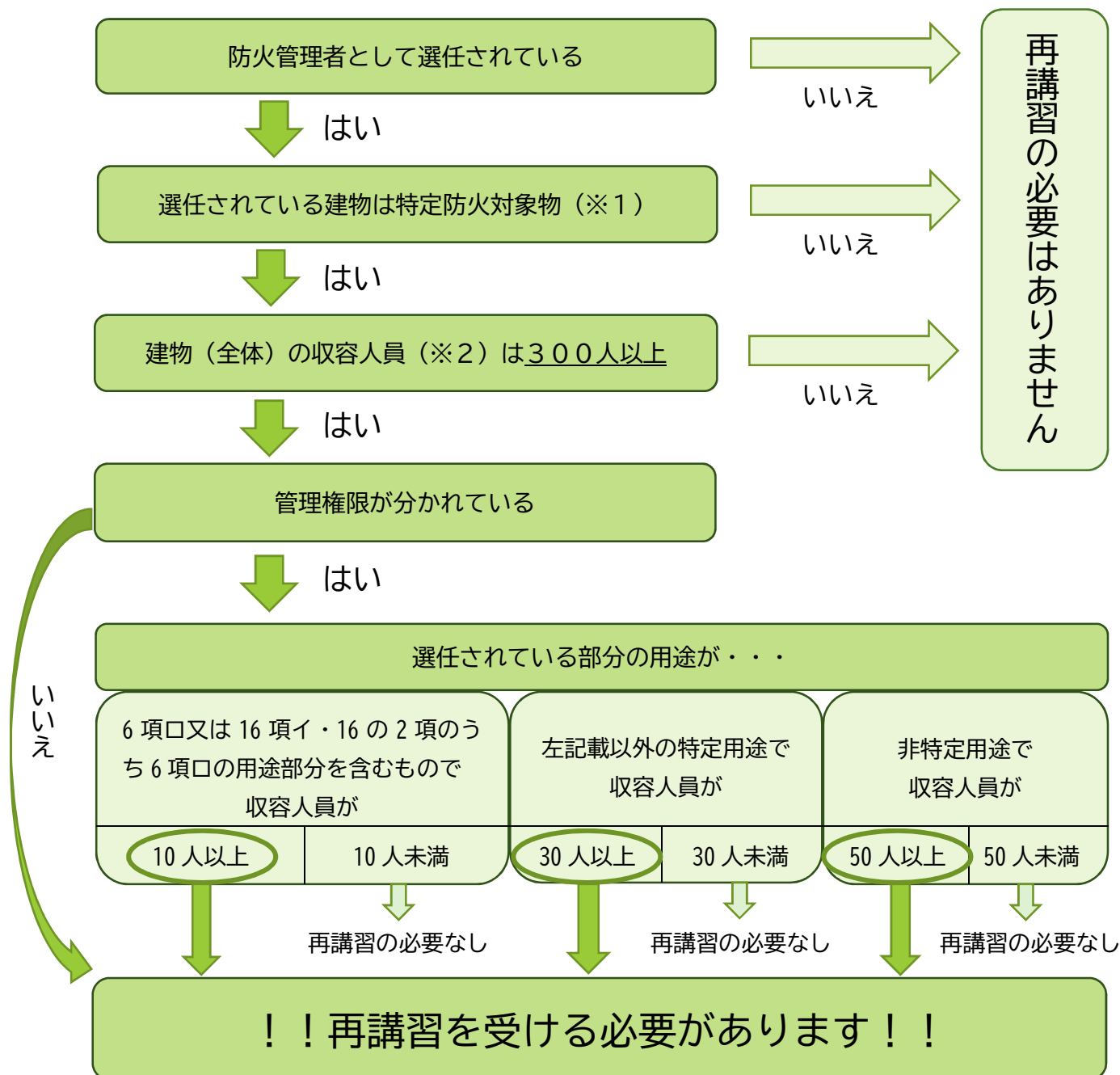


1 甲種防火管理再講習の受講の有無について

【消防法施行規則第2条の3・甲種防火管理再講習について定める件(平成16年消防庁告示第2号)】

● 次に掲げる建物の防火管理者は、再講習の受講が必要です！



※1 映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院など、不特定多数の人が出入りする防火対象物。（別紙参照）

※2 消防法施行規則第1条の3に定められている、建物の用途ごとの算定方法で出された人数で、実際に収容できる人員ではありません。

☆ ご不明な点は、建物を管轄する消防署までおといあわせください

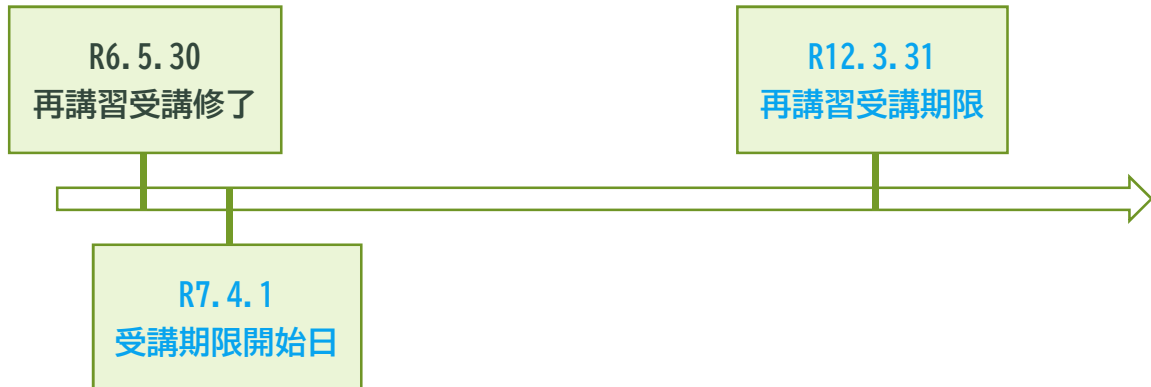
2 再講習受講の期限について

- 新規の甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習を修了した日を基準として、翌年度の4月1日から5年以内ごとに再講習を受けることとなっています。

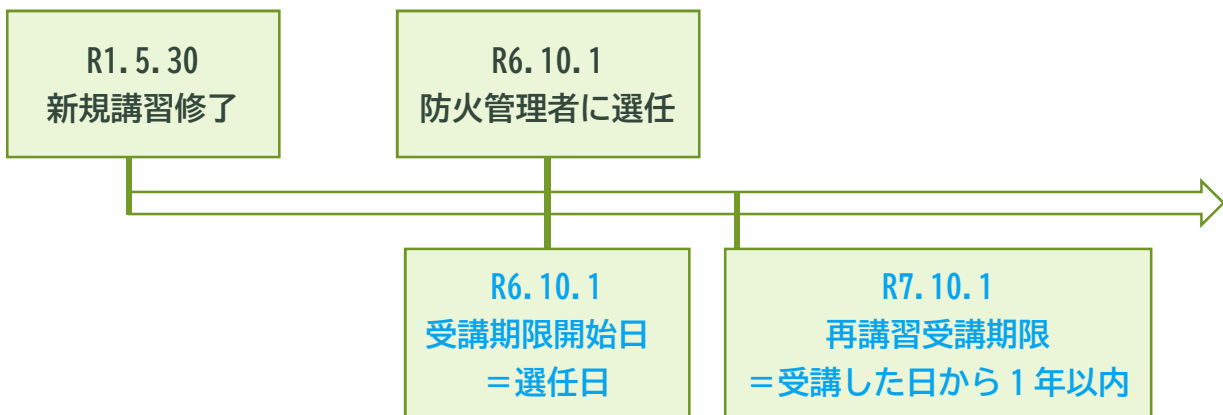
(1) 新規講習修了後から次の再講習までの期限



(2) 再講習修了後から次の再講習までの場合



(3) 新規講習修了後から、4年以上経過した後に選任された場合



特定防火対象物と非特定防火対象物一覧

消防法施行令別表第一より抜粋

項		主な用途
(1)	イ	劇場、映画館、演劇上又は観覧場
	□	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	□	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ	カラオケボックス等
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	□	飲食店
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	□	寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	□	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類する公衆浴場
	□	上記以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場（旅客用に限る。）
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ	工場又は作業場
	□	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	□	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)		倉庫
(15)		前各項に該当しない事業場（事務所等）
(16)	イ	複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの
	□	複合用途防火対象物で上記以外のもの
(16の2)		地下街

(16の3)		準地下街
(17)		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡重要な文化財、重要な美術品
(18)		延長50mのアーケード
(19)		市町村長の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車（消防法施行規則第5条第3項）